

## 第2章 基本理念・基本目標を実現するための平成22年度施策・事業の概要

### 1 心身の健康を大切にした教育の推進

#### (1) 生活習慣の改善

子どもが健やかに成長する上で、健康の三原則である「バランスのとれた食事」「十分な休養と睡眠」「適度な運動」が生活習慣として確立していることが大切です。

これまでの活動によって学校等では独自の取組が推進されつつあります。今後も、学校・家庭・地域の連携を深めながら、望ましい生活習慣確立に取り組みます。

#### (ア) 望ましい生活習慣の確立

##### ① 主な事務事業

| 事務事業名                          | 事業内容   | 予算額(千円)           |
|--------------------------------|--|-------------------|
| 乳幼児期からの生活習慣づくり事業<br>(健康づくり推進室) | 「乳幼児期からの生活習慣づくり」に取り組むための、モデル事業・実践事例発表会・啓発資料の作成などにより、家庭・学校・地域が一体となった取組の普及啓発を図ります。   | 1,760<br>(P14に再掲) |
| 健康教育推進事業<br>(健康づくり推進室)         | 養護教諭、保健主事を対象とした研修及び健康教育等の優れた取組を行った学校等を表彰することにより、健康教育を推進します。また、子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業により、学校に専門医を派遣したり、専門医がアドバイザーとして相談を行うなど学校の健康相談の充実を図ります。  | 6,981             |
| 児童生徒の健康管理実施事業<br>(健康づくり推進室)    | 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱するとともに、県立学校の児童生徒の健康診断等を実施し、健康の保持増進を図ります。また、心や体に悩みをもった児童生徒が増加している現状から医師等専門家の協力を得て、健康相談事業（心と性の健康相談）を全ての県立学校で実施します。 | 74,558            |
| 健康教育に関する推進地域・指定校<br>(健康づくり推進室) | 健康教育に関する推進地域・指定校（歯・口の健康づくり推進指定校、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業のモデル地域、学校安全研究指定校）の成果を普及します。また、優良学校の募集を通して、児童生徒の健康的なライフスタイルの実現に努めます。                    | —                 |

##### ② 保健・安全指導の充実

(あ) 保健・安全指導については、学校行事等とのかかわりを重視し、保健学習との関連を図りながら、児童生徒の発達段階を考慮して学校教育活動全体を通じて、計画的・継続的に実施します。

(い) 現代的な健康課題等を具体的に取り上げたり、健康・安全に関する科学的な思考力や判断力を養う指導方法を工夫することにより、意志決定能力や行動選択能力を高めます。

(う) 心や体の悩みをもつ児童生徒の個別指導の充実と、健康な生活に向けての豊かな心づくりを、学級活動等を通じて進めます。また、児童生徒が好ましいライフスタイルを身につけるように努めます。

- (え) エイズ教育・性教育は、人間尊重の精神に基づきエイズという病気の正しい知識と、感染者への差別問題を含む人権にかかわる内容の理解を深めるよう指導の充実を図ります。  
特に、児童生徒の実態を考慮し、校種間の連携を図りながら指導計画づくりと効果的な指導実践に努めます。
- (お) 定期及び臨時の健康診断や日常の健康観察により、適切な健康相談や事後指導を行うよう努めます。また、児童生徒が主体的に健康管理に努めるよう指導の充実を図ります。
- (か) 保健主事が中心となり、学校・家庭・地域及び関係機関団体と密接な連携を図りながら、児童生徒の健康増進や健康課題解決をめざす学校保健委員会の充実に努めます。
- (き) 具体性、実効性のある「学校保健計画」「学校安全計画」の作成と着実な実践に努めます。
- (く) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の各団体及び学校保健会等との密接な連携により、保健・安全指導の推進を図ります。
- (け) 「しまねっ子元気プラン」に基づいて、学校・家庭・地域の関係機関・県が連携し、児童生徒の健康課題の解決及び基本的生活習慣の確立を図ります。

### ③ 保健・安全管理の充実

- (あ) 学校の施設設備、通学路等についての適切な安全点検や環境衛生検査を、定期的にはもちろん、日常的にも実施します。また、その事後措置の徹底を図り、安全で衛生的な教育環境づくりに努めます。
- (い) 学校プールの事故を防止するために、プール管理研修を開催したり、学校プール管理マニュアル等を活用したりすることにより、学校プールの安全管理及び衛生管理の徹底を図ります。
- (う) 学校における救急体制を確立し、緊急時に適切な対応ができるように努めます。また、緊急連絡体制の整備に努めます。

### ④ 教職員研修の充実

「島根県教職員研修計画」に基づき、健康教育担当教員、保健主事、養護教諭等を対象にした研修会を開催します。また、中央で開催される各種の研修会等への派遣を行います。

### ⑤ 調査研究の推進

- (あ) 学校保健、学校歯科保健、学校安全優良学校等を育成するなど、各学校の自主的研究活動を育成します。
- (い) 健康教育（学校保健、学校安全等）に関する調査を実施し、健康教育の状況を把握し、学校運営や指導に資するようにします。

## イ) 食育の充実

### ① 主な事務事業

| 事務事業名                     | 事業内容  | 予算額(千円) |
|---------------------------|---|---------|
| 食育推進事業<br>(健康づくり推進室)      | 小・中学校、県立学校の教諭等を対象とした「食育推進研修」を実施するとともに、栄養教諭を対象とした研修を実施し、その資質の向上を図ることで、食育の推進を図ります。  | 1,359   |
| 学校給食提供・指導事業<br>(健康づくり推進室) | 特別支援学校と定時制高等学校の児童生徒に対して必要とする給食・夜食を提供します。また、栄養教諭・学校栄養職員を対象とした研修を実施するとともに、学校給食において優れた取組を行っている幼稚園・学校等を表彰することにより、安全でおいしい学校給食の提供を図ります。 | 21,844  |

### ② 食に関する指導の充実

- あ) 栄養のアンバランス、孤食、肥満、極端な痩身志向など、子どもの食を取り巻く問題は、喫緊の教育課題であることを踏まえ、「食に関する指導」の充実を図ります。
- い) 具体性、実効性のある「食に関する指導の全体計画」「食に関する指導の年間指導計画」の作成と着実な実践に努めます。
- う) 学校給食の特性を生かした多様な指導法の工夫により、楽しい給食を推進するとともに、好ましい人間関係の育成に努めます。また、給食主任や学級担任の役割を明確にし、日常の学校給食での指導を強化します。
- え) 栄養教諭、学校栄養職員が学校給食の年間指導計画の策定に参画するとともに、担任教諭等を補佐し、児童生徒に対して集団または個別の指導を行う食に関する指導の積極的な推進を図ります。
- お) 学校給食優良学校及び調理場（県教育長表彰・文部科学大臣表彰）の育成に努めます。

### ③ 学校・家庭・地域が協力した望ましい食習慣の形成

- あ) 児童生徒の食生活の実態の把握に努め、必要に応じて個別指導を行うとともに、学校、家庭、地域が協力して望ましい食習慣を形成するよう努めます。
- い) 試食会等への保護者の参加を積極的に進め、学校給食に対する理解を深めるとともに、正しい食生活の定着に努めます。

### ④ 学校給食の食事内容の充実と多様化

- あ) 献立や調理の工夫により、栄養のバランス確保とおいしい食事の提供に努めます。
- い) 郷土食を取り入れるなど、食事内容を多様化し日本型食生活の推進を図ります。
- う) 学校給食における「地産地消」を関係諸機関と連携を図りながら推進することにより、児童生徒に安全で新鮮な食材を提供します。
- え) 米飯給食の週4回程度の実施に努めます。

### ⑤ 学校給食環境の整備と安全・衛生管理の徹底

- あ) 食事場所（空教室の利用等）や食器具（容器、はし、スプーン、フォーク等）などの食事環境の整備に努めます。

- (い) 調理場の施設及び器具の整備を図るとともに、その安全・衛生管理に努めます。
- (う) 学校給食に関する安全・衛生管理に努めます。
- (え) 調理従事員の安全・衛生管理に配慮し、安全な食事の提供に努めます。

**⑥ 学校給食用物資の安定供給**

島根県学校給食会の育成・指導に努め、その取り扱う物資については、良質で低廉なものの安定供給を進めるとともにその利用の促進を図ります。

**(2) 体力・運動能力の向上**

交通手段の発達など生活利便性の向上、外遊びやスポーツの機会の減少、生活習慣の乱れなどを背景として、子どもの体力・運動能力に低下傾向が見られます。

このため、子どもが自発的・自主的に運動に取り組むことができる教科体育の充実と改善を図るとともに、学校教育活動全体を通して、体力づくりを推進し、子どもが一日1回は運動をする習慣を身につけるよう努めます。

**(ア) 教科体育の充実**

**① 主な事務事業**

| 事務事業名                  | 事業内容  | 予算額(千円) |
|------------------------|---|---------|
| 学校体育指導力向上事業<br>(保健体育課) | 「島根県教職員研修計画」に基づいた研修や実技研修をとおして、県内の体育教員の専門的な指導方法や実践的な指導力の向上を図ります。 | 9,889   |

**② 教科指導の充実**

- (あ) 体育については、体力の向上と生涯スポーツに結びつくスポーツ活動を重視する観点から、保健については、自他の生命を尊重し、生涯にわたって健康で安全な生活を送るための基礎を養う観点から指導法の改善を図ります。
- (い) 小学校ではめあて学習、中学校及び高等学校では課題解決的な学習及び学校や生徒の実態に応じた選択制授業を積極的に取り入れ、多様な学習形態を用いて一人一人に応じた学習指導の充実を図ります。
- (う) ねらいに沿った評価規準を設定し、指導計画に位置づけて多様な評価方法を用いて評価活動を実践し、指導の改善に役立てます。

**③ 教職員研修の充実**

(あ) 「島根県教職員研修計画」に基づき、各種研修・講座を実施し、体育科・保健体育科経営の充実と指導力の向上を図ります。

| 講座名                    | 開催形態   |
|------------------------|--|
| 体育科経営講座                | 隔年開催で全県対象、小・中・高等学校の体育主任；第2研修期までの該当者と体育主任のうち初任者 |
| 小学校体育科実技講座中・高等学校体育実技講座 | 小学校・中学校は3年に1回各教育事務所単位<br>高校は3年に1回3地区単位に年間1回実施  |
| 武道実技講座                 | 隔年開催で全県対象、希望者                                  |

- (い) 指導主事による訪問指導や各種の研修会を通して、学校における組織的、計画的な研修の促進を図ります。
- (う) 中央で開催される各種の研修会（子どもの体力向上指導者養成研修）等への派遣を行います。

#### ④ 調査研究の推進

- (あ) 島根県保健体育優良学校等を育成するなど、各学校の自主的研究活動を促進します。
- (い) 児童生徒の体力・運動能力の実態を調査研究し、学校体育の指導に資するようにします。
- (う) 「地域スポーツ人材の活用実践支援事業」を実施し、運動部活動地域スポーツ指導者派遣に係わる事業の質的向上と学校体育の振興を図ります。

#### ⑤ 学校体育団体等の育成と事業の促進

- (あ) 各学校体育団体（島根県高等学校体育連盟、島根県中学校体育連盟）の育成に努め、各種体育大会の運営に対して助成し、事業の促進を図ります。
- (い) 各学校体育研究団体（島根県学校体育研究連合会、島根県高等学校保健体育研究会）と密接に連携し、教職員の資質の向上に併せ、健康や体力の保持増進を図ります。
- (う) 小・中学校において体力向上プログラム「しまねっ子！元気アップ・プログラム」を展開し、「しまねっ子！元気アップ・レポート」「しまねっ子！元気アップ・カレンダー」を活用しながら児童生徒の体力向上を図ります。  
また、「しまねっ子！元気アップダンス」や「しまねっ子！元気アップトレーニング」を普及し、楽しみながら体力の向上ができるようにします。

#### ⑥ 保健体育優良学校・功労者の表彰

- (あ) 島根県保健体育優良学校  
学校体育の発展に顕著な業績をあげた学校を表彰し、学校体育の充実・発展を図るための表彰制度であり、引き続き優良校の育成・発掘を支援します。
- (い) 全国保健体育優良校  
島根県保健体育優良学校として表彰を受けた学校の中から島根県学校体育研究連合会が推薦し、全国審査の結果、保健体育の面で特に優れた成果を上げていると認められた学校が表彰されます。
- (う) 島根県保健体育功労者  
本県の学校体育の振興と発展に顕著な功績を上げた者を表彰するものです。候補者の推薦は、島根県学校体育研究会連合会所属の評議員が行い、同会会長が委嘱した審査会で功労者を決定します。
- (え) 全国保健体育功労者  
各県において保健体育の指導者として顕著な功績を上げていると認められた者が表彰されます。



(イ) 運動部活動の活性化による競技力の向上

① 主な事務事業

| 事務事業名                   | 事業内容   | 予算額(千円) |
|-------------------------|--|---------|
| 運動部活動指導者育成事業<br>(保健体育課) | 運動部活動指導者の指導力の向上を図るため研修等事業を行います。  | 15,930  |
| 学校体育大会支援事業<br>(保健体育課)   | 中体連・高体連が主催する大会を円滑に運営するための大会運営費の助成事業や中・高等学校の全国大会に出場する選手の負担軽減を図るため、大会出場経費の助成事業を行います。 | 12,450  |

② 体育活動の充実

- (あ) 新学習指導要領の趣旨に沿い、体育的活動を教育活動の全体計画の中に位置づけ、全教職員の共通理解に基づき積極的な実践を図ります。
- (い) 児童生徒の能力や適性に応じた適切な運動部活動（課外活動）が推進されるよう努めます。（中・高種目別指導者研修会、運動部活動地域スポーツ指導者派遣事業）
- (う) 体育施設・用具の日常的、定期的な安全点検を実施し、事故防止に努めます。
- (え) 体育活動の開始時及び終了時の健康観察や、活動中における安全確保に努めます。また、児童生徒一人一人が安全に留意して運動することができる場の確保と態度の育成に努めます。

③ 文部科学省委託事業

- (あ) 中学校武道必修化に向けた地域連携指導実践校  
 中学校で新たに必修となった武道を円滑に実施できるよう、地域の指導者・団体等の協力や地域の武道場等の活用を通じて、学校における武道の指導の充実を図ります。  
 今年度は、平田高等学校、松江市立湖南中学校及び江津市立江津中学校で研究実践を行います。
- (い) 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」に基づく子どもの体力向上支援事業  
 子どもの体力向上を図るため、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果の詳細な分析を行うとともに各学校において改善に資する具体的方策を提案・実施します。

(ウ) 総合型地域スポーツクラブの育成支援

① 主な事務事業

| 事務事業名                     | 事業内容   | 予算額(千円)                            |
|---------------------------|--|------------------------------------|
| 広域スポーツセンター運営事業<br>(保健体育課) | 地域住民がいつでも気軽に参加できるスポーツクラブの育成・定着を図るため、学校体育施設などを拠点とし、複数の種目からなる総合型の地域住民が主体的に運営するスポーツクラブを関係団体と協力して育成します。<br>総合型地域スポーツクラブの設立・育成を支援するために広報・啓発活動、人材育成と研修、設立プロジェクトの支援を行うとともに、地域のスポーツ活動の支援、スポーツ情報の提供を行います。 | 15,434<br>(※次ページ「生涯スポーツ推進事業」に含まれる) |

## ※ 生涯スポーツの振興

「島根県スポーツ振興計画」に基づき、県民一人ひとりが年齢や体力などに応じたスポーツ・レクリエーション活動ができるようなスポーツ環境づくりを推進します。

そこで、広く県民がスポーツ・レクリエーション活動を実践したり、体験できる場として、全県にわたりスポーツ・レクリエーション祭を開催するとともに、スポーツ・レクリエーション活動の拠点となる県立スポーツ施設の円滑な管理運営を推進します。

### ア) 生涯スポーツの推進

#### ① 主な事務事業

| 事務事業名                       | 事業内容   | 予算額(千円)                              |
|-----------------------------|--|--------------------------------------|
| 生涯スポーツ推進事業<br>(保健体育課)       | スポーツ指導者の養成研修会のほかスポーツ情報の提供および振興に功績のあった個人・団体の表彰を行います。<br>しまね広域スポーツセンターにおいて、総合型地域スポーツクラブの創設・運営支援を行います。                                | 16,207<br>(※前ページ「広域スポーツセンター運営事業」を含む) |
| 県立学校体育施設開放推進事業<br>(保健体育課)   | 近年の生涯スポーツに対する県民意識の高揚に対応するとともに、完全学校週5日制に対応した地域に開かれた学校づくりを推進するため、「島根県立学校体育施設開放要綱」に基づき、県立学校の体育施設を地域住民に開放し、県民のスポーツ・レクリエーション活動の場を提供します。 | —                                    |
| スポーツ情報提供システム整備事業<br>(保健体育課) | スポーツに関する各種情報(指導者、施設、講習会、研修会、スポーツイベント等)を収集、整理し、県のホームページ等を通して、広く県民に提供します。  | —                                    |

### イ) スポーツ・レクリエーション祭の開催

#### ① 主な事務事業

| 事務事業名                         | 事業内容  | 予算額(千円) |
|-------------------------------|---|---------|
| スポーツ・レクリエーション祭開催事業<br>(保健体育課) | <p>あ) 島根県スポーツ・レクリエーション祭開催事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的<br/>県民の生涯を通じた健康増進とスポーツ・レクリエーション活動の普及・振興に資するように、広く県民にスポーツ・レクリエーション活動を広域的な規模で実践する場や体験する場を提供することにより、県民一人一人のスポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を喚起します。</li> <li>・基本方針<br/>「松江・隠岐地区」、「出雲地区」、「石見地区」の3ブロックに分け、10月のスポレク月間を中心に年間をとおして開催します。</li> <li>・期日 平成22年5月～平成22年11月</li> <li>・開催種目<br/>陸上競技、年齢別テニス、年齢別バドミントン、壮年サッカー、壮年ボウリング、ソフトバレーボール、ラー</li> </ul> | 8,256   |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | ジボール卓球、男女混合綱引、ゲートボール、女子ソフトボール、バウンドテニス、グラウンドゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、インディアカ、フォークダンス、ダイヤゾーン・ボール、オリエンテーリング、サイクリング、ペタンク、スポンジテニス、カローリング、3B体操、しまねキッズチャレンジアウトドアスポーツスクール（カヌー・ゴルフ）、スポーツ交流フェスタ、しまねレクリエーションフェスティバル、スポレク広場<br>(イ) 全国スポーツ・レクリエーション祭選手派遣事業<br>10月16日から10月19日まで富山県で開催される第23回全国スポーツ・レクリエーション祭に、18種目の選手約180名を派遣します。 |  |
|--|--|--|

## (ウ) スポーツ振興拠点の運営

### ① 主な事務事業

| 事務事業名                   | 事業内容  | 予算額(千円) |
|-------------------------|---|---------|
| 県立体育施設管理運営事業<br>(保健体育課) | 県立武道館、水泳プール（以上松江市）、体育館、石見武道館（以上浜田市）、サッカー場（益田市）の管理運営を行います。 | 336,736 |

## ※ 競技スポーツの推進

本県選手が全国レベルの競技大会や国際競技大会で活躍することは、県民に夢と希望と活力を与え、子どもたちの郷土愛を育み、スポーツに対する関心や意欲を高めるとともに、競技人口の拡大やスポーツの普及・振興を促進し、明るく、豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与します。

国民体育大会をはじめとする全国規模の大会や、オリンピック等の国際大会において優秀な成績を収めることができる選手を育成します。

## (ア) 国体選手の強化

### ① 主な事務事業

| 事務事業名               | 事業内容  | 予算額(千円) |
|---------------------|---|---------|
| 国体選手強化事業<br>(保健体育課) | 国民体育大会で、本県選手に優秀な成績を収めてもらうために、各種の競技力向上活動を実施し、選手の競技力を向上させます。<br>(あ) 県外遠征<br>指定競技を対象に、県外の強豪チームと実戦を重ねて強化を図ります。<br>(イ) 強化練習会<br>各競技団体ごとに、県内外において強化練習会を実施します。<br>(ウ) 広報活動の充実<br>指定競技等の練習会等の情報を報道機関等の協力により県民に周知します。<br>7月を「国体選手競技力レベルアップ月間」とし、重点的な広報を行います。 | 59,443  |



|  |  |  |
|--|--|--|
|  | <p>(え) 競技力調査<br/>競技力向上に資するように、本県と他県の戦力を分析します。</p> <p>(お) 医・科学的トレーニングの充実<br/>選手に対して健康管理、栄養相談、運動能力及び体力測定を実施し、競技力強化を図ります。</p> <p>(か) 競技団体連絡会議の開催<br/>競技団体と意見交換や強化事業の説明会等を行い、事業の円滑な推進を図ります。</p> <p>(き) 指定指導者研修<br/>指定競技等に関わる指導者を対象に、県内研修会を行います。</p> <p>(く) 競技団体別指導者養成<br/>県外優秀指導者を招聘し、県内指導者の資質向上を図るとともに、強化指定選手やチームへの直接指導により競技水準の向上を図ります。</p> |  |
|--|--|--|

#### イ) 国体への選手派遣

##### ① 主な事務事業

| 事務事業名                   | 事業内容   | 予算額(千円) |
|-------------------------|--|---------|
| 国民体育大会選手派遣事業<br>(保健体育課) | <p>選手強化事業の成果として、高い競技力を有した競技スポーツ者をできるだけ多く本県選手団の一員として国民体育大会へ派遣します。</p> <p>(あ) 第65回国民体育大会県予選大会の実施<br/>陸上競技ほか37競技の予選会 (平成22年4月～8月)</p> <p>(い) 第66回国民体育大会県予選大会の実施<br/>スケート・アイスホッケー・スキー競技予選会 (平成22年10月～平成22年1月)</p> <p>(う) 第65回国民体育大会中国ブロック大会 (鳥取県内他)<br/>卓球競技ほか33競技の選手派遣</p> <p>(え) 第65回国民体育大会及び第66回国民体育大会 (冬季)への選手派遣</p> | 104,807 |

#### ウ) ジュニア競技力の強化

##### ① 主な事務事業

| 事務事業名                  | 事業内容  | 予算額(千円) |
|------------------------|---|---------|
| ジュニア競技力強化事業<br>(保健体育課) | <p>小学校・中学校・高等学校の全国大会で活躍が見込まれるジュニア選手の競技力を向上させるための各種事業を行います。</p> <p>(あ) 高校生県外遠征<br/>・重点校県外遠征<br/>重点校を指定し、県外遠征を実施します。</p> <p>(い) 小・中学校選手強化事業<br/>・中学生指定競技強化<br/>全国大会上位入賞をめざして、県外の有力校に遠征を実施します。</p> | 36,509  |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期競技力育成<br/>小・中学生を対象に長期的な視点に立ち、継続的に育成強化を図ります。</li> <li>(ウ) 市町村、関係団体との協力・連携<br/>県、市町村、県体育協会、競技団体、企業及び学校体育団体との連携を深め、円滑な事業の推進を図ります。</li> <li>(エ) 競技団体の計画策定<br/>各競技団体の中・長期計画及び単年度計画を策定するよう要請します。また、強化計画について年度毎の反省・評価及び分析を行い、次年度へ活用し、強化内容の資質向上を図ります。</li> </ul> |  |
|--|--|--|

### (3) 心の教育の推進

道徳教材の研究開発や指導方法の充実改善を図るとともに、子どもの発達段階に応じて、教育活動の中で保護者や地域で活躍する人々を講師として招き、子どもが自らのあり方や生き方を考える道徳教育を推進します。

また、本県の豊かな自然・歴史・文化を活用し、校外での動植物の観察、山登りや川遊び、地域の伝統行事への参加、芸術鑑賞などの多様な体験活動を積極的に取り入れることにより、ふるさとの自然の美しさや神秘さ、生命の尊さ、人々の営みの総体である文化のすばらしさについて理解を深め、尊重する心を育みます。

#### (ア) 道徳教育の推進

##### ① 主な事務事業

| 事務事業名                          | 事業内容  | 予算額(千円) |
|--------------------------------|---|---------|
| 平成21・22年度道徳教育実践研究事業<br>(義務教育課) | 学習指導要領の趣旨並びに子どもたちや学校、家庭、地域等の実態を踏まえ、創意工夫を生かした道徳教育を推進するための実践研究を行い、その成果の普及を図ります。 | 1,799   |

##### ② 道徳教育振興施策

###### (あ) 小中学校道徳教育・推進講座の開催

道徳主任や道徳教育推進教師等を対象に教育事務所ごとに一日ずつ開催するとともに、道徳教育推進の中核的指導者を育成します。

###### (い) 指導資料の配付

「心のノート」をはじめ、文部科学省や県教育委員会で刊行した指導資料、ビデオ等を各学校に配付し、その活用を図ります。

###### (う) 学校訪問による指導の充実

###### (え) 道徳教育実践研究事業協力校（文部科学省指定事業）の指定

###### (お) 鳥根県道徳教育推進協議会の設置・開催（文部科学省委託）

県内の道徳教育振興のための諸方策について検討を行い、その内容についての提言をするとともに、児童生徒自ら課題に取り組み、共に考え生きようとする道徳教育、地域の人

材を活用した道徳教育及び体験活動を生かした道徳教育の充実・推進を図ります。

- (か) 道徳教育指導者養成研修（中央指導者研修・ブロック別指導者研修）に指導主事、校長、教頭、教諭等を派遣し、県内の道徳教育推進の向上を図ります。

### ③ 道徳教育指導の重点

- (あ) 全体計画及び年間指導計画の改善を図ります。
  - (ア) 各学校の道徳教育目標や指導内容の重点を明確にします。
  - (イ) 指導の系統性や発展性を十分考慮します。
  - (ウ) 全教育活動における道徳教育を推進し、道徳的実践力の育成を図ります。
- (い) 「道徳の時間」の指導方法の改善を図ります。
  - (ア) 指導のねらいを明確にし、魅力的な教材の開発と収集及び適切な活用を図ります。
  - (イ) 学習過程における基本型を理解し、その工夫改善に努めます。
  - (ウ) 一人一人の意見、考えや体験を生かす。そして、価値の追及、把握を図ります。
  - (エ) 道徳的価値についての児童生徒の内面的自覚を深めます。
  - (オ) 校長がリーダーシップを発揮し、すべての教員が主体的にかかわるとともに、保護者や地域の人々の参加や協力を得るなど、全校体制のもと授業が多様に展開できるようにします。
  - (カ) 年間にわたって授業時数を35単位時間確保し、児童生徒や学校の実態に応じた重点的な指導方法のあり方について工夫します。
  - (ク) 学校と家庭、地域社会とのより密接な連携に努め、地域の人材を活用するとともに指導方法を工夫します。
  - (ク) 指導計画・指導方法の適正な評価に努めます。

## イ) 自然や文化を愛し、生命を大切に作る心の育成

### ① 主な事務事業

| 事務事業名                  | 事業内容  | 予算額(千円) |
|------------------------|---|---------|
| 豊かな体験活動推進事業<br>(義務教育課) | 子どもたちが豊かな人間性や社会性を育むために、学校教育において様々な体験活動を充実させることが重要です。このため体験活動を実施する学校において、他校のモデルとなる体験活動に取り組みます。 | 1,687   |

## ※ 「ふるまい向上プロジェクト」の推進

新たに「ふるまい向上プロジェクト」を強力に推進します。これは、小学校入学の時点から、コミュニケーション力の不足、基本的行動がとれない子どもたちの増加や、地域社会が生活の営みの中に宿していた教育力が低下する傾向にあり、今、幼児を含めた子どもたちだけでなく、大人も含めた「ふるまい」（礼儀、作法、挨拶、しぐさ、モラル、ルール、躰、道徳、倫理観、生活行動、生活動作、思いやりの総称）を向上させるためのものです。福祉部局などと連携を図りながら、乳幼児とその親への取組を強化するとともに、乳幼児と若い親の手本を示す立場にある全ての世代の人たちが一体となって「ふるまい」を向上させるための県民運動を推進します。

### ① 主な事務事業

| 事務事業名                                       | 事業内容   | 予算額(千円)           |
|---|--|-------------------|
| ふるまい向上プロジェクト推進事業<br>(義務教育課)                 | ふるまい向上推進県民運動協議会を設置し、ふるまい向上のための運動を県民運動として取り組みます。<br>「ふるまい向上推進県民運動協議会」「啓発リーフレット」「しまね教育の日フォーラム」など   | 7,192             |
| 小一プロブレムに対応する幼稚園から小学校への生徒指導連携事業<br>(生徒指導推進室) | 小学校低学年での学級崩壊や児童の不安や戸惑い等の傾向を解消するために、幼児教育を担う教員や担当者等と小学校低学年の教員が一堂に会して研修することにより、幼児教育から義務教育段階への円滑な連携をめざし、児童の発達段階に応じた健全な育成や支援に取り組みます。  | 1,031             |
| 乳幼児期からの生活習慣づくり事業<br>(健康づくり推進室)              | 「乳幼児期からの生活習慣づくり」に取り組むための、モデル事業・実践事例発表会・啓発資料の作成などにより、家庭・学校・地域が一体となった取組の普及啓発を図ります。   | 1,760<br>(P3の再掲)  |
| 公民館ふるまい向上プロジェクト<br>(社会教育課)                  | 公民館を中心とした親学ファシリテーターによる地域研修会の開催や、地域の特性に合わせた「ふるまい研修会」（躰、作法、言葉遣い等）の実施を推進するため、実施する公民館（20～30程度）に助成金を交付します。（島根県公民館連絡協議会へ委託）  | 2,000<br>(P28に再掲) |
| 親学プログラム普及・開発<br>(社会教育課)                     | 地域における家庭教育支援の気運を醸成することを通じて「ふるまい向上プロジェクト」を県民運動として強力に推進するために、「しまね学習支援プログラム：乳幼児の健やかな成長のために～親学講座標準進行マニュアルから～」（通称：親学プログラム）を活用して親学ファシリテーターを養成し、多くの県民に学習機会を提供します。<br>(ア) 公民館、保育所、幼稚園、小学校等の職員や教員への研修活動<br>(イ) 親学ファシリテーターの養成<br>(ウ) 保護者への意識啓発・研修活動<br>(エ) 親学プログラム普及リーフレットの作成<br>(オ) 新たな親学プログラムの開発 | 1,800<br>(P30に再掲) |